

令和 7 年 度

阿 南 市 水 道 事 業 会 計 予 算 書

阿 南 市

第38号議案

令和7年度阿南市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度阿南市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	上 水 道	簡 易 水 道
(1) 給水戸数	30,033戸	106戸
(2) 年間総給水量	8,069,647立方メートル	12,704立方メートル
(3) 1日平均給水量	22,109立方メートル	35立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	配水管耐震化事業、老朽管布設替事業、施設等更新事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益	1,521,346	千円
第1項 上水道営業収益	1,374,781	千円
第2項 簡易水道営業収益	14,700	千円
第3項 上水道営業外収益	130,943	千円
第4項 簡易水道営業外収益	907	千円
第5項 上水道特別利益	10	千円
第6項 簡易水道特別利益	5	千円
支 出		
第2款 水道事業費用	1,462,397	千円
第1項 上水道営業費用	1,249,786	千円
第2項 簡易水道営業費用	38,270	千円
第3項 上水道営業外費用	165,673	千円
第4項 簡易水道営業外費用	518	千円
第5項 上水道特別損失	3,100	千円
第6項 簡易水道特別損失	50	千円
第7項 予備費	5,000	千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額628,961千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額86,861千円、当年度分損益勘定留保資金423,896千円及び建設改良積立金118,204千円で補てんするものとする）。

収 入		
第3款 資本的収入		861,142 千円
第1項 企業債		603,000 千円
第2項 負担金		166,654 千円
第3項 補助金		90,199 千円
第4項 分担金		1,289 千円
支 出		
第4款 資本的支出		1,490,103 千円
第1項 上水道建設改良費		1,000,065 千円
第2項 簡易水道建設改良費		10,874 千円
第4項 上水道企業債償還金		441,199 千円
第5項 簡易水道企業債償還金		17,965 千円
第9項 予備費		20,000 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
伊島水源地運転管理事業	令和7年度から令和16年度まで	125,000千円
送水管布設替事業	令和7年度から令和8年度まで	700,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	603,000千円	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業 財政その他の都合により、措置期間及び 償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入額の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款水道事業費用のうち、第1項上水道営業費用から第6項簡易水道特別損失に係る予算額に過不足額を生じた場合における
項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用
する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 183,411 千円
- (2) 交際費 50 千円

（他会計からの補助金）

第 1 0 条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1 8，6 3 5 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、3 5，0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘